

復興整備協議会及び復興整備計画

[印刷用ページを表示する](#) 掲載日:2014年8月5日更新

川俣町復興整備協議会

復興整備協議会とは、東日本大震災からの円滑かつ迅速な復興を図ることを目的として、東日本大震災復興特別区域法第47条第1項の規定に基づき設置する協議会です。

協議会では、川俣町長、福島県知事、国の関係行政機関の長等が構成員となり、復興整備計画及びその実施に関し必要な事項について協議を行います。

川俣町では、平成26年8月1日に川俣町復興整備協議会を設立しました。

- [川俣町復興整備協議会規約 \[PDFファイル/54KB\]](#)

復興整備計画

川俣町では、東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、東日本大震災復興特別区域法に基づき復興整備計画を作成したので、公表します。

復興整備計画は、復興に向けたまちづくりや地域づくりに必要となる市街地の整備や農業生産基盤の整備等のための各種事業を記載することができる計画です。復興整備計画に記載される復興整備事業には、その円滑・迅速な実施をサポートするための各種の特例措置(手続の一元化、許可基準の緩和、事業制度の創設・拡充等)が適用されることとなります。

第1回公表(平成26年8月5日)

- [復興整備計画\(本体\)\(様式第2\) \[PDFファイル/4.04MB\]](#)
- [農用地利用計画の変更\(様式第4\) \[PDFファイル/8.71MB\]](#)
- [農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可\(様式第8\) \[PDFファイル/2.06MB\]](#)
- [農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項\(羽田産業団地整備事業\) \[PDFファイル/765KB\]](#)
- [農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項\(山木屋地区太陽光発電施設整備事業\) \[PDFファイル/687KB\]](#)
- [第1回川俣町復興整備協議会議事録 \[PDFファイル/55KB\]](#)

このページに関するお問い合わせ先

企画財政課
企画調整係
電話:024-566-2111

kizai@town.kawamata.lg.jp

[お問い合わせなどはこちらから\(SSL対応\)](#)